

令和 8 年 11 月1日

美浜いきいきプラザご利用者各位

千葉市美浜いきいきプラザ所長

令和8年度 同好会登録申請について

日頃より美浜いきいきプラザの運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

令和 8 年度の同好会登録に関わる申請について、下記日程で必要書類を配布します。

令和 8 年 4 月以降の活動を希望される団体は、内容確認の上、期日までにお申し込み下さい。

記

1 配布開始日 令和7年 11 月1日(土)

＊現在活動されている団体に対しては11月1・2週の活動日に配布します。

新規に同好会の立ち上げを希望される方は、受付までお越し下さい。

【配布物】○令和 8 年度同好会・準同好会の登録について

○同好会・準同好会について(規約等)

○令和8年度同好会・準同好会登録申請書

○同好会・準同好会会員名簿

○令和8年度美浜いきいきプラザ部屋割予定表

2 提出期限 令和7年12月15日(月)

3 提出書類 (1)令和8年度同好会・準同好会登録申請書

(2)同好会・準同好会会員名簿

4 その他 提出いただいた申請書に基づき令和8年度の部屋割りをを行います。

複数団体で部屋、日時の希望が重複した場合は、当該団体に連絡し

令和7年 12 月 22 日(月)10:30 に抽選で決定いたします。

※部屋貸しについて 同好会は 10 人以上の会員で活動される団体が対象となります。

5 会員数が 5 人以上 10 人未満の団体について(準同好会)

(1)月に 1 回(2 時間)の定期部屋貸しを行います。

(2)登録申請は、同好会の部屋割り後、1 月 4 日(日)～1 月 18 日(日)の期間で受け付けます。複数団体で部屋、日時の希望が重複した場合は、1 月 26 日(月)10:30 に抽選で決定します。

※登録認定期間は原則 1 年です。継続して会員の勧誘に努め、かつ部屋(日程)に空きがある場合に限り、活動の継続を認めます。また、年度の途中であっても、他の同好会発足によって、活動希望日程や貸出備品類の使用が重複した場合は、同好会利用を優先とする事項への承諾を条件とします。

ご不明な点は、受付にお問い合わせください。